

**兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、
電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金**

<p style="text-align: center;">適用する使用者</p>	<p>(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>(2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)</p> <p>(3) 情報通信機械器具製造業</p> <p>(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>
<p style="text-align: center;">適用除外労働者</p>	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボール盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)</p>